

みよし市立三吉小学校  
県の緊急事態宣言解除を受けた、今後の学校施設開放について

県の宣言解除を受け、今後の学校施設開放については、次の通りとします。

<令和2年度 3月31日まで>

1 屋外（運動場）

解除を受け、3月6日（土）より運動場を使用可能とします。従来通りの方法で、予約をお願いします。

2 屋内（体育館）

3・4月は学校行事等のため体育館の開放を中止します。

<令和3年度 4月から>

重要

- みよし市民が優先的に施設を利用することができるよう、「学校施設を利用する時は、利用者の概ね半数以上が市内在住者、市内在勤者、市内在学者であることを原則とする」という通知が、市教育委員会から参りました。これを受け、年度の最初の予約の際に、団体の名簿をご提出いただき、確認をします（ホームページに様式 PDF・Excel 有）。市外のメンバーを中心とする団体は利用することができませんので、ご了承ください。
- 4月の屋外（運動場）開放は、4月4日（日）から、  
屋内（体育館）開放は、中止します。
- 5月分の体育館は、4月7日（水）9：00から予約を受付けます。予約を希望する団体は、利用者名簿を持参して学校までお越しください。初回の受付のみ、利用者名簿を提出していただき、上記の規定に合致しているか確認させていただきます。それ以降は、電話受付で結構です。
- 新型コロナウイルスに対する感染拡大防止に、引き続きご協力をお願いします。

令和3年2月25日

みよし市教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

みよし市立学校施設の利用について (依頼)

このことにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大による他市町の学校開放中止に伴い、みよし市民の方がみよし市立学校施設を優先的に使用できないという課題がありました。

つきましては、下記のとおりといたしますので、令和3年度からの学校開放に向けて御確認いただきますようお願いいたします。

記

みよし市立学校施設を利用できる者は、「みよし市立学校施設の利用に関する条例」で、以下のように定められています。

第2条 第3項 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) その他教育委員会が特に認めた者

上記に加え、その他必要な事項を教育委員会が定めること（「みよし市立学校施設の利用に関する規則」第5条）として以下のとおりといたします。

ただし、学校施設を利用するときは、利用者の概ね半数以上が市内在住者、市内在勤者、市内在学者であることを原則とする。

みよし市教育委員会 学校教育課